

# 守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務 公募型プロポーザル提案業者募集要項

## 1 実施概要

### (1)業務名称

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務

### (2)業務内容等

別冊「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり

### (3)履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

### (4)見積上限額

8,800,000円（消費税額および地方消費税額を含む）

## 2 実施方式 公募型プロポーザル方式

本業務は、「第5次守山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」の策定に伴い、本市にとって最も有効と考えられる再生可能エネルギーである太陽光発電設備について、公共施設および公有地への効率的・効果的な設置手法の検討を行うもので、企画力や豊富な経験、ノウハウが必要であり、それらを有する者の選定に当たっては価格だけの競争はなじまないため公募型プロポーザル方式を採用する。

## 3 実施スケジュール（令和5年）

項目	日程
公告（募集要項、調達仕様書）	7月5日（水）午前9時から
参加申込書受付期限	7月13日（木）午後5時まで
質問受付期限	7月13日（木）午後5時まで
参加資格可否および質問回答	7月20日（木）
提案書等提出期限	7月28日（金）午後5時まで
プレゼンテーション（審査）	8月4日（金）午前9時から
審査結果通知	8月10日（木）

※上記記載の時期は、現時点での予定であり変更する可能性がある。

## 4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員または、その支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であること。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が、経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していること。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(4) 次に示す実績を有していること。

令和元年 4 月 1 日以降に、公共施設に対し、守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務仕様書第 15 条の各号を満たす業務内容を実施した実績を有すること。

(5) 再委託の禁止

事業者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に文書により守山市の承認を受けた場合は、その一部に限り再委託をすることができる。

## 5 申込および受付

(1) 参加申込および受付の方法(次の提出書類を、持参、郵送(特定記録郵便)により提出。)

・公募型プロポーザル参加申込書(参加様式 1)

(2) 受付場所 下記問い合わせ先にて受付する。

(3) 受付期間 令和 5 年 7 月 5 日(水)から令和 5 年 7 月 13 日(木)まで

(4) 参加申込後の辞退については、任意様式により辞退届を提出すること。

(5) 参加者の決定

提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。

その結果を令和5年7月20日（木）を目途に、参加申し込みした者に書面により通知する。

## 6 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙「質問書」（様式4）にて、令和5年7月13日（木）午後5時までに12 問い合わせ先に提出すること。提出方法は、電子メールによるものとする。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は、一括して令和5年7月20日（木）から12 問い合わせ先および市ホームページにて掲載する。

## 7 プロポーザルの実施概要

### (1) 提案期間

提案書の提出期限は、令和5年7月28日（金）午後5時までとする。

### (2) 実施要項の入手方法および場所

令和5年7月5日（水）午前9時から守山市総務部総務課にて配布および市ホームページに掲載されたものをダウンロードすることとする。

### (3) 提案書の提出および受付

ア 8 提案書作成要領および別冊「業務仕様書」等に基づき提案すること

イ 提案書の様式および部数

- ・ 提案書（様式1）：5部（電子媒体での提出の場合は、1部）
- ・ 業務実績表（様式2）：1部
- ・ 見積書（様式3）：1部

### (4) 提出方法

原則、メールによる電子媒体による提出とする。ただし、紙媒体での提出の場合は、持参とする。分割提出は認めない。

※紙媒体での提出の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時まで

(6) 提出場所 守山市総務部総務課管財係

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

### (7) 注意事項

ア 提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。

イ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

ウ メールによる提出を行った場合は、電話等による連絡を行うこと。

## 8 提案書作成要領

(1) 提出書類 次に基づき、必要な資料を作成すること。

ア 様式1：提案書

(ア)提案書のフォーマットはMicrosoft Office 2013以上（Word・Excel・PowerPoint）を使用すること。

(イ)提案書には次の項目を記載すること。

- a 本業務に関する基本的な考え方
- b 業務実施体制
- c 業務工程
- d 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）を適切に踏まえた調査・検討の手法について
- e 発電設備の導入調査について、最低でも公共施設 30 施設の建物への負荷および発電設備の規模等の調査・検討について
- f 発電量、日射量、導入可能量、設置位置および設置方法等の調査・検討について
- g 太陽光発電設備導入の優先順位の考え方を整理し、優先的に導入することが望ましい施設の抽出方法や優先導入以外の施設の課題等を整理について
- h 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討について分析手法や効果について
- i 本業務の遂行にとどまらず、本業務で検討した内容を実現・実行について

イ 様式2：業務実績表

4 参加資格要件(4)の実績について記載すること。

ウ 様式3：見積書

(ア)見積金額の明細書を作成し、記載（または添付）すること。

(イ)業務に必要な費用すべてを見積に含めること。

エ 提出書類の綴り方

(ア)電子による提出の場合は、メールの件名を「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務（法人名）」とし、提案書のデータ名を「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務 提案書（法人名）」とする。

(イ)紙媒体での提出書類は、ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとする。

ファイルの表紙および背表紙に次のとおり「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務」「法人名」を標記すること。

【ファイル表紙】

<p>守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務 提案書類</p> <p>法人名（商号）</p>
--

【ファイル背表紙】

<p>守山市公共施設太陽光 パネル設置調査業務提案書類</p> <p>法人名（商号）</p>
--

(ウ)紙媒体での提出書類は、1枚目に「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務 公募型プロポーザル提案書類一覧」を綴ること。

2枚目以降は、8 提案書作成要領の提案書類の順（様式1→様式2→様式3…）に従い、各書類の間に様式番号等を記したインデックスをつけた仕切り紙を入れ書類を綴ること。

※インデックスは、直接提案書類に付けず、必ず仕切り紙に付けること。

(2)提案書等の取り扱い

ア 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書は返却しない。

イ 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業所名および採択事業者の提案書等を公開する場合がある。

(3)提案書に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

9 審査および提案評価基準

(1)審査について

ア 審査委員による審査

守山市プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要項第 14 条に基づき、次の 5 名の審査員で行う。

- ・部次長級 2 人
- ・課長級 3 人

イ 書類審査

事業者が提出した 8 提案書作成要領(1)アからウまでの書類により審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

(ア)日時 令和 5 年 8 月 4 日午前 9 時から

(イ)会場 守山市市民交流センター サロンルーム (守山市役所前)

(ウ)プレゼンテーション内容

事業者は、審査員に対して、次に記載する項目および内容について説明すること。なお、資料の追加配布は認めない。

- ・提案書説明

提案書では、9 審査および提案評価基準(2)ア審査項目におけるアピールポイントについて説明すること。

(エ)出席者 3 名まで

(オ)プレゼンテーションの所要時間

20 分程度 (準備および撤収時間は別途用意)

※提案書の説明 15 分程度、質疑応答は 5 分程度を予定

(カ)機材

パソコン (Windows10、PowerPoint2013)、プロジェクター等の機器類は守山市が用意する。

(キ)傍聴等

プレゼンテーションは非公開とし、また、他の提案者による傍聴は認めない。

(ク)その他

a プレゼンテーションの進行および説明は、本業務プロジェクト責任者が実施すること。

b 提案書当日説明用データはメールにて、8 月 2 日正午までに提出すること。

c 提案書当日説明用データについてパワーポイントを用いて説明すること。

(2) 審査項目および審査方法

ア 審査項目

次に記載する項目について審査を行う。

評価項目	評価内容		配点
業務体制	1	業務を実施する上で十分な実施体制（役割・責任・人員配置等）が確保されているか。	5
業務工程	2	業務内容、方法に対応するスケジュールは明確かつ現実的か。	5
提案内容	3	考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）を適切に踏まえた調査・検討の手法が適切に示されているか。	15
	4	発電設備の導入調査について、最低でも公共施設30施設への設置を検討するものとし、建物への負荷および発電設備の規模等の調査・検討について、具体的かつ適切な内容が示されているか。	15
	5	発電量、日射量、導入可能量、設置位置および設置方法等の調査・検討について、具体的かつ適切な内容が示されているか。	15
	6	太陽光発電設備導入の優先順位の考え方を整理し、優先的に導入することが望ましい施設の抽出方法や優先導入以外の施設の課題等を整理する方法が明確に示されているか。	5
	7	再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討について分析手法や効果は妥当か。	15
	8	本業務の仕様にとどまらず、公共施設への太陽光発電の整備に資する、事業者の専門性・独自性を活かした新たな提案があるか。	10
業務実績	9	業務実績表（様式2）による評価	5
提案価格	10	配点（10点）×（提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格） ※小数点以下切り捨て	10

イ 審査方法

(ア) 各項目について、提出された提案書説明に基づき審査する。

(イ) 見積価格については、提出された見積書（様式3）に基づき、上記計算式を

用いて点数を算出する。

### (3) 事業者の選定

ア 9 審査および提案評価基準(2)ア審査項目に基づく採点により、最も高い点数の提案者を受託予定者として選定する。

イ 合計点数が同じ場合は、以下の順で選定する。

(ア) 価格評価が異なる場合、価格評価が高い者を選定する。

(イ) すべての評価が同じ場合は、くじ引きにて選定する。

ウ 最優秀得点者であっても、各審査員の得点の平均が満点に対し6割に満たない場合は該当者なしとする。

エ 選定結果は、プレゼンテーションを行ったすべての提案者に、令和5年8月10日(木)までに書面にて通知する。

## 10 契約方法(随意契約)

(1) 本プロポーザルの後、選定事業者と仕様および価格等の細目について協議することとし、本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を、追加・変更・削除する場合がある。また、この場合、見積上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

(2) (1)による協議成立の後、本市と選定事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、見積上限額を超えない範囲で、随意契約を締結するものとする。この場合、徴取した見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とし、契約を締結する。

(3) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

## 11 その他(プロポーザルの停止、中止および取り消し)

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費用を守山市に請求できないものとする。

## 12 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総務部総務課管財係 担当：田沢、小林

TEL:077-582-1111

e-mail:somu@city.moriyama.lg.jp

HP <https://www.city.moriyama.lg.jp>